

答 申 第 3 号  
平成17年1月12日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門 殿  
(保健福祉政策課事務取扱い)

徳島県個人情報保護審査会  
会 長 藤 岡 幹 恭

個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項について(答申)

平成16年12月28日付け保第1640号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

#### 記

オンライン結合による個人情報の提供制限の例外に関する事項(条例第8条第2項関係)について

諮問された事項については、公益上の必要性があり、かつ、オンライン結合の基準に則し個人の権利利益が侵害されないよう必要な措置が講じられていることが認められます。

なお、オンライン結合による個人情報の提供を行うに当たっては、業務に従事する職員等に対する十分な指導や研修を行い、個人情報の適正な取扱いが徹底されることを要望します。

## オンライン結合による提供制限の例外に関する事項（条例第8条第2項関係）

特定のものに対する提供

整理 番号	システム等の名称	提供する個人情報 の対象者の範囲	提供先	オンライン結合による提供 制限の例外を認める理由
1	新援護システム	戦没者  戦傷病者  戦没者等の遺族 等	厚生労働省  都道府県	戦没者等の遺族に対する特別給付金等の裁定事務において、申請書の受付機関である申請者の居住地県が、裁定機関である戦没者等の本籍地県を確認し、迅速かつ適切に申請書の送付を行うため、また、受給権の前提となる戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく弔慰金、年金等に係る厚生労働大臣の裁定状況を確認するために、全国で一元的なオンラインの利用が必要である。  提供先は、国等に限定されており、担当者の特定期間やパスワードの設定等適切な保護措置が講じられることとなっている。

## 徳島県個人情報保護審査会審議経過

年 月 日	内 容
平成17年 1月 6日 (第17回審査会)	諮 問 ( オンライン結合による個人情報の提供制限の 例外に関する事項 ) 審 議

## 徳島県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
藤 岡 幹 恭	徳島文理大学総合政策学部長	会 長
松 尾 博	徳島県情報公開審査会会長	
真 鍋 忠 敬	弁護士	会長職務代理者
三 好 登美子	元徳島県立富岡西高等学校長	
山 下 淳	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授	